

名 稱 大島製作所  
 事業主 楠 川 由 藏  
 資本金 五 万 円  
 事 業 水道瓦斯鉄管製造  
 企業系統 ナ シ

三 労働者側  
 使用労働者 男五十八名、女一名、計六〇名

争議参加労働者 全 員  
 労働組合 組合同盟関東合同労働組合大島第一支部  
 争議参加労働者中、組合加入者 男 三十五名

四 争議発生ノ時 昭和四年十月十六日  
 五 争議発生ノ原因

事業不振ノ爲メ本年九月不賃銀返下ニ付シ労働者側持衛之職工側ニ於テ於際一別程度ノ賃銀返下ハ認めムヘシト申出タルカ決定ニ至ラズ経過セルカ十月十四日事業主側ヨリ三割乃至四割ノ賃銀返下ヲ断行スル旨ヲ中流ノ要約書ヲ作成シテ職工側ヨリ調印ラトラントシタル爲メ職工側ハ之ニ反対シ十月十六日ヨリ罷業ヲ次行ヨリ

六 西水事項並其ノ交渉状況

職工側ハ十月十日罷業ヲ次行スルト同時ニ別紙ノ如キ決議文ヲ事業主ニ手交シ十月十七日午前一時代表者トシテ

小松原光太郎 白井祥治 全 原 銀 次  
 志田 徳吉 阿部 庄 助 木 村 琢 磨  
 島 田 直 吉

等七名工場事務所ヲ訪問古川工場云々全基 職工側ヨリ

一 誓約書ノ撤廃

二 工賃支拂ヒラ 延期カナルコト

三 工賃値下反対

四 賞備工賃値下反対

五 解雇絶対反対

以上五項目ノ要求ヲ爲シ各條項ニ付 持衛シタル結果工場長ヨリ

- (一) 第一項ハ既ニ撤回セリ
- (二) 第二項ハ都合ニヨリ時ニ延期スルコトアリ
- (三) 第三項ハ今回請負ビタル事業 互為頓分ハ決定ノ道不 議ニヨルコト
- (四) 第四五項ハ即答不能ナリ